

学校施設跡地利活用計画（案）に関するパブリックコメント実施結果

意見募集期間：平成30年10月1日（月）～11月5日（月）

意見提出者数：31名（内訳）郵送：3名、ファックス：13名、持参：5名、北区公式ホームページ：10名

意見総数：95件（類似の意見はまとめさせていただきました）

周知方法：北区ニュース（10月1日号）、北区公式ホームページ、企画課、区政資料室、地域振興室、図書館
提出された意見の概要とそれに対する区の考え方は以下のとおりです。

〔共通事項〕

| No | 意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|--|
| 1 | 両学校跡地ともに、具体的な計画策定はワークショップ等による基本設計段階から近隣住民が参加できる機会を担保すべきであり、跡地を利用する事業者に対する条件として付すべきである。都市計画等の法定手続きに入ってしまうと、意見聴取は実質「儀式」となってしまう、計画変更等は実質困難である。 | 1 | 事業の具体化にあたっては、これまで学校施設跡地が地域において担ってきた役割や機能に十分配慮するとともに、いただいたご意見も参考としながら、さらに検討を進めてまいります。また、計画の進捗にあわせ、必要に応じて適宜説明を行ってまいります。 |
| 2 | 利活用委員会のメンバーに関して、地元選出の委員が必要である。また行政側から3名も部長は不要、行政側から出てくるべき委員は教育委員会の職員が必要である。 | 1 | 学校施設跡地利活用計画（案）の策定にあたっては、北区の課題、地域の課題、区民・地域の方のご意見を踏まえて議論を行うため東京都北区学校施設跡地利活用検討委員会を設置し、学識経験者や区民代表等で構成されています。利活用検討委員会のメンバー等に関して、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 3 | 検討委員の中に地元住民が入っておらず、住民代表の意見は3人で各3分ずつと十分ではない。 | 1 | |
| 4 | 利活用委員会の進め方に関して、区側がやりたいと思っている事を先に出して、それを委員が討論する形が良い。区側のビジョンを委員会で審議すべきである。 | 1 | |
| 5 | 開催が5回と短いうえ、住民代表の意見を聞いた後に区の方針が突如示された。 | 1 | 北区や地域の課題をふまえ、区民の皆さまや区議会からのご意見を取り入れながら利活用計画を策定していくものとしております。利活用検討委員会の進め方につきまして、いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。 |
| 6 | 検討会を招集して議論を尽くすより前にすでに用途は決まっています、形を整えるために検討会、説明会などを開いているように思えてならない。 | 1 | |
| 7 | 5回の検討委員会の内容を教えて頂きたい。 | 1 | 利活用検討委員会では、旧赤羽台東小学校及び旧滝野川第六小学校の利活用について検討を行いました。利活用検討委員会における議事録や配付資料については、北区公式ホームページ等で公開しております。 |
| 8 | 最終決定権は区議会にあるそうだが、どの会派の誰が、どの案に賛成したか、区は北区ニュース等を通じて公表願いたい。 | 1 | 利活用計画については、本パブリックコメント実施結果を所管委員会で報告後、各会派より意見聴取したうえで、区として利活用計画を策定いたします。 |

〔旧赤羽台東小学校〕

| No | 意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|----|---|----|--|
| 1 | 旧赤羽台東小学校跡地利用について、児童、虐待(児童相談所及び一時保護施設)、子育て支援、青少年等の複合施設の建設、半分の土地は売却と言う流れになりそうだが、複合施設は規模が中途半端になりそうだとお聞きした。 | 1 | 複合施設については、関係部署による「児童相談所等複合施設基本構想検討委員会」において、今後検討を進めてまいります。複合施設以外の敷地については、魅力あるまちづくりのための有効活用を図ってまいります。なお、現時点で売却が決まっているということはありません。 |
| 2 | 旧赤羽台東小学校跡地利活用について、一定規模が必要な児童相談所一時保護施設だけでも他の土地(例えば旧清水小学校跡地)へ建設し、複合施設をもっと充実させるべきではないかと考える。 | 1 | 子育て・児童虐待・発達・教育等の相談を一元的に対応できるようにすることが今回のねらいの1つですので、複合化を図りたいと考えております。多様な機能を複合化した施設を想定していますが、旧赤羽台東小学校跡地は 9,917.37 m ² と広大な敷地になりますので、施設規模としては十分確保できると考えております。 |
| 3 | 今回の地域説明会と検討会での主な意見に即して、私見を申し添えたい。 ・子ども・教育に関する複合施設 第一に児童相談所設置ありきと受けとれるが、標記意見は排すべき。周辺に志茂子ども交流館、子ども食堂もあり、既存の児童館活動、また放課後子ども総合プランの学校開放等、寄せ集めの施設をこの上導入するのは重複するし、共倒れにすらなる。 | 1 | 今回複合化を想定している施設は、児童相談所、一時保護所、子ども家庭支援センター、さくらんぼ園、教育総合相談センター等であり、ご指摘の施設とは異なる役割を果たす施設と捉えております。ただ、子育て世帯が伸び伸びと過ごすことのできるひろば空間や、青少年の活動ができる空間については、ご指摘の施設と重複する部分もありますので、それぞれの施設の役割を踏まえたうえで、適切な施設・機能となるよう検討を行ってまいります。 |
| 4 | 利便性が高く区民がどこにあるか認識しやすい場所という点でいえば、昨年度の学校施設跡地利活用計画の対象となった旧赤羽中学校も十分に条件を満たしていたはずである。また、旧赤羽台東小学校に関しては、赤羽駅から距離は近いものの、坂道を登らなくてはならないという課題があり、決してアクセスが極めて良好であるとは言いがたい。旧赤羽中学校の利活用計画策定にあたっては、検討委員会で議論の対象にもならなかった児童相談所の設置が、なぜ旧赤羽台東小学校では議論の対象となり、利活用計画(案)にも示されるのか、理解に苦しむところである。区民としては、毎年度その場限りで極めて場当たりの利活用計画を策定しているように感じられてならない。 区においては、なぜ「子ども・教育に関する複合施設」が赤羽地区の中でも旧赤羽中学校ではなく旧赤羽台東小学校の跡地に整備される必要があるかを合理的な理由を示して説明していただきたい。 | 1 | 児童相談所の整備について、旧赤羽中学校跡地の利活用を検討した平成 28 年度時点では、東京都が所有する現北児童相談所の土地・建物の移譲を受け全面改築を行う予定でした。その後、都区協議の状況や児童相談所と一時保護所の一体的整備や他施設との複合化を想定し、現北児童相談所とは別の用地での整備を検討することとしました。こうした経過を踏まえ、利活用検討委員会においても児童相談所等の設置について議論のうえで旧赤羽台東小学校跡地の利活用を検討した結果、今回の利活用計画(案)となりました。 利活用検討委員会の意見でもありましたように、旧赤羽台東小学校跡地は駅から近く利便性が高い一方、高低差があることについては課題として捉えております。赤羽駅方面からのアクセス方法については、引き続き周辺まちづくりの課題として、今後検討を進めてまいります。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 5 | <p>「[基本的方向]について」 「①」について</p> <p>区が、従来の児童福祉施設の概念にとらわれない、新しいタイプの複合施設を目指していることは理解するが、ここに示されている記述だけではどのような施設となるのかが必ずしも明確ではない。地域説明会では、この施設に児童相談所が含まれることを前提とした質問や意見が出されたが、それはその方が地元にお住まいであったり検討委員会を傍聴されたりして議論の内容をたまたま把握されていたからであり、一般の区民がこの記述だけで児童相談所の機能も含まれることを理解するのは難しい。この記述には、児童相談所や教育相談所の機能が含まれていることを例示の形でよいので追加する必要があると考える。</p> | 1 | <p>ご意見を踏まえ、児童相談所等の施設が含まれることが分かるよう文言を追加します。</p> |
| 6 | <p>旧赤羽台東小学校跡地利活用計画について</p> <p>都市計画変更(0.5ha 以上から可能)により、第一種中高層住居専用地域から商業地域に変更し、より柔軟な利活用計画が作成出来る様、御配慮願いたい。</p> | 1 | <p>地区計画に基づき、その目標実現のためにまちづくりを進めており、現時点で跡地利活用計画の実現に際し、用途地域の変更は慎重な検討が必要と考えております。</p> |
| 7 | <p>「大坂」のバリアフリーなら、東端崖下の通称「赤石通り」に面してエレベータ設置もありだ。</p> | 1 | <p>大坂及び東端崖線のバリアフリーについては、平成 26 年3月に定めた地区計画でも課題として捉えております。ご提案いただきました内容を含め、様々な手法を検討してまいります。</p> |
| 8 | <p>現行の地区計画「中高層住宅複合B地区」としての活用を誘導するとあるが、赤羽駅からの近さや、東洋大学に隣接するというポテンシャルの高い場所であることを考えると、中高層住宅を定める現行の地区計画は、複合施設の整備にふさわしいものに見直すべきである。</p> | 1 | <p>現行の地区計画では、旧赤羽台東小学校跡地南側のUR都市機構用地を含めた形で「中高層住宅複合B地区」としております。 ご指摘にありますように、具体的に利活用を進める際は、用途地域や地区計画に定める土地利用方針との整合性を図りつつ、必要に応じて地区計画の見直しを検討してまいります。また、検討の際には、UR都市機構とも十分な協議を行ってまいります。</p> |
| 9 | <p>「[事業手法]について」 一つ目の項について</p> <p>「必要に応じて地区計画の見直しを検討する」とあるが、基本的方向の「②」では「現行の地区計画において示している中高層住宅複合B地区としての活用を誘導」としており、その整合性が不明確である。どのような「必要」に迫られたら地区計画を見直すこともあり得るのか、より詳細な説明を追加していただきたい。</p> | 1 | <p>地区計画は、都市計画法に基づき住民の意見を反映して決定されるものであるため、基本的には地区計画の内容を推進すべきものと考えます。ただし、今後、旧赤羽台東小学校跡地の具体的な利活用の検討を進めた結果、よりふさわしい土地利用を見出すことができた場合には、地区計画の見直しを検討していきます。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 10 | <p>「事業手法」について 三つ目の項について 「子ども・教育に関する複合施設」はある程度敷地を必要とするうえ、その性格上、すべてではなくともかなりの部分が区立かつ区の運営となることが予想される。そのような状況で、UR都市機構との土地の交換などが部分的に行われる余地があるにしても、旧赤羽台東小学校の土地そのものが売却または長期貸付される可能性は相当低いのではないだろうか。ここで「資産としての活用方法」に言及する必要性は極めて低いうえ、地域の方に無用な心配を招くおそれもあることから、この項は削除すべきと考える。</p> | 1 | <p>旧赤羽台東小学校跡地の利活用を行う際には、将来的な土地利用のあり方を踏まえ、資産としての活用方法を十分に検討することが必要と考えます。 子ども・教育に関する複合施設の運営については、基本的に区が行うものと考えておりますが、利活用計画(案)の事業手法の2つ目の○で示している「UR都市機構の用地との一体的な活用」については、ご指摘のとおり、UR都市機構との土地の交換を含め、資産として様々な活用方法が考えられることから、3つ目の○で「資産としての活用方法を十分に検討する。」としています。</p> |
| 11 | <p>・災害時における避難場所・避難所 風水害は予測できるし、大規模地震、火災では辿り着けない無理が生ずるので、今岩淵町に林立する民間施設などにいっとき間借りする立体避難が速い。</p> | 1 | <p>災害時における垂直避難の必要性についてはご指摘のとおりですが、旧赤羽台東小学校跡地を含む赤羽台1丁目は避難場所に指定されておりますので、災害時におけるオープンスペースの確保のほか、東洋大学キャンパスの一部をいっとき集合場所・避難場所として活用することについて、東洋大学と協議を進めるなど、地域全体での防災機能の確保に努めることは必要と考えます。</p> |
| 12 | <p>防災機能の確保が明記されていることは評価するが、この地域では水害が特に問題であり、低地から当該地に登れるアクセス経路の整備を防災機能の1つとして記述すべきである。当該地の北側と南側の谷は、狩野川台風等の豪雨時には頻りに氾濫を起こしており、近年の極端豪雨によって氾濫の恐れも否定できない。また、JR線東側は荒川が近く、荒川が氾濫した場合には水没するとされている場所である。当該地はこれらの水害時の避難高台として大変重要である。</p> | 1 | <p>ご指摘のとおり、赤羽台は水害時の高台避難場所として重要な場所になります。現行の地区計画においても、低地部からのバリアフリー化等によるアクセス性の向上を図る箇所を2か所(うち1か所は平成30年度末にエレベーターを整備予定)示しております。バリアフリー化と合わせアクセス性の向上については引き続き周辺まちづくりの中で検討を進めていきます。</p> |
| 13 | <p>「基本的方向」について 「③」について 防災機能の確保は、単に赤羽西地区の地震・火災のみならず赤羽東地区の水害の面からも非常に重要である。しかし、ここで旧赤羽台東小学校の跡地利活用計画とは直接関係のない東洋大学のキャンパスの活用について記述されているのは違和感が強く生じる場所である。もちろんキャンパスの活用について東洋大学と協議をすることが必要であり、筆者も大いにそれを期待する</p> | 1 | <p>ご指摘のとおり、地域全体での防災機能の確保に努める必要がありますので、当該地域において東洋大学の果たす役割は重要であると考えております。 旧赤羽台東小学校跡地と東洋大学は近接していますので、それぞれの役割分担を踏まえ、地域全体で防災性を確保していくことが重要になります。そのため、東洋大学との協議に関する内容を記述させていただきました。</p> |

| | | | |
|----|---|---|--|
| | <p>ものではあるが、それは旧赤羽台東小学校の跡地利活用がどのように進もうとも別途進めていただくべきことである。</p> <p>したがって、この「学校施設跡地利活用計画(案)」からは東洋大学との協議に関する記述は削除してもよいと考える。なお付言すれば、「地域全体での防災機能の確保に努める」との文言は残す必要があると思われる。</p> | | |
| 14 | <p>東洋大学との連携</p> <p>こんな一等地を買い受け、同大学の末長い発展を支えたのだから、社会貢献は当然である。</p> | 1 | <p>北区と東洋大学は、平成 23 年度に包括協定を締結し、平成 28 年度には、新たな連携施策に関する覚書を締結しました。今後とも、東洋大学による社会貢献を含め、様々な連携施策について協議を進めてまいります。</p> |
| 15 | <p>「基本的方向」について</p> <p>「①」について</p> <p>「東洋大学をはじめ関係機関との協議」とあるが、いくら隣接地に東洋大学のキャンパスがあるとはいえ、一私立大学の固有名詞を先方の理解がないままにあげるのはいかがなものか。区内にはほかにもキャンパスを持つ大学もあり、その中には福祉隣接分野で実績を上げられているところもある。東洋大学だけを例示するといかにも「東洋大学ありき」との誤った印象を持たれることにもなりかねない。この記述は「区と包括協定を結んでいる大学をはじめ」などといった表現に改めた方が望ましい。</p> | 1 | <p>北区は現在、6校の大学と包括協定を締結しております。旧赤羽台東小学校跡地は東洋大学に近接していることや、平成 33 年度に東洋大学の福祉系学部であるライフデザイン学部が移転してくることから、東洋大学との連携を例示しましたが、東洋大学以外の大学とも様々な連携施策を検討してまいります。</p> <p>なお、東洋大学の名称を利活用計画(案)に示すことについて、東洋大学の了解は得ております。</p> |
| 16 | <p>・近隣小学校改築時の仮校舎</p> <p>指針や改築計画にあるからと言って、本跡地利活用計画の本筋よりの外れの最たる発想だ。キャパの大きい隣地に桐ヶ丘郷小学校がある。改築した暁の西が丘小学校でも児童は受け入れる。</p> | 1 | |
| 17 | <p>第2回検討委員会で地元自治会関係者や赤羽台西小学校PTA関係者がおっしゃったように、赤羽台西小学校の老朽化はかなり進行しており、近いうちに改築を含む手立てを議論すべき時期に来ているが、近隣には改築時に仮校舎として使える建物つきの土地が旧赤羽台東小学校以外にないのが現状である。いずれ建て替えるのなら、その際の仮校舎として旧赤羽台東小学校を「キープ」しておきたいと考えるのは当然の住民感情であろう。</p> <p>区においては、「子ども・教育に関する複合施設」の開設時期と赤羽台西小学校の具体的な改築改修時期のすり合わせを早期</p> | 1 | <p>赤羽台西小学校は、昭和 30 年代に建設され、今後優先して改築を検討すべき学校の1つであると認識しております。同校の改築の着手にあたっては、区長部局と教育委員会が連携して、仮校舎の場所等々も含め、区全体として計画的に検討してまいります。</p> |

| | | | |
|----|---|---|---|
| | に行い、仮校舎として使用してから開設することの可能性も含めた検討をしていただきたい。 | | |
| 18 | ・高齢者等の福祉施設 先行した旧赤羽中学校の計画が本決まりになり、不要だ。 | 1 | 利活用検討委員会の中では、高齢者等の福祉施設に関するご意見がありましたが、検討の結果、利活用計画(案)の中には高齢者等の福祉施設は記載しておりません。 |
| 19 | ・社会体育施設 近くにナショナルトレーニングセンター、西が丘サッカー場、正式4百メートル陸上トラックの国営以下、桐ヶ丘体育館(弓技場付設)、赤羽体育館も開設され、重複施設は不要である。 | 1 | 利活用検討委員会の中では、社会体育施設に関するご意見がありましたが、検討の結果、利活用計画(案)の中には社会体育施設は記載しておりません。 |
| 20 | ・広域的な集客施設、バリアフリー等 今地域説明会では標記の意見に最も魅力を感じた。事業手法に言う「UR都市機構の用地との一体的な活用」に付随し、提案として民間活力、資金の導入による商業施設、如上の諸施設を包含した多目的各層に割り当て、美術館や水族館など文化教養施設まで配した東京都の北の玄関にふさわしい将来を見据えた賑わいの拠点としたい。 | 1 | より有効な土地活用を図るため、UR都市機構の用地との一体的な活用について検討し、土地利用の方法等について機構と協議を進めてまいります。 ただし、商業施設の整備については、現行の用途地域では難しいものと捉えております。現在、地区計画に基づき、その目標実現のためにまちづくりを進めており、現時点で跡地利用計画の実現に際し、用途地域の変更は慎重な検討が必要と考えております。 |
| 21 | 旧赤羽台東小学校跡地について 5～6月の意見募集時に、崖線の緑の保全の要望を出したが、本計画案には反映されていない。崖線には樹林が生い茂っており、貴重なグリーンベルトでもある。都市計画マスタープランで「憩いの拠点」に位置づけられている桐ヶ丘中央公園・赤羽自然観察公園・西が丘付近には緑が多く、当該地はこのエリアと崖線や赤羽緑道公園で結ばれ、潤いのネットワークを形成している。このような観点から、緑の保全について明記すべきである。 | 1 | 地区計画の目標で、崖線緑地の保全を位置づけており、これに基づき適切に対応を図っていきます。 |

〔旧滝野川第六小学校〕

| No | 意見（要旨） | 件数 | 区の考え方 |
|----|--|----|---|
| 1 | 旧滝野川第六小学校は、閉校してまだ2年も経過しておらず、後2年は滝北保育園の仮校舎として使用されることから、この12月までに利活用計画を策定する必要性は全く感じられない。 | 1 | 学校施設跡地は、区民共通の貴重な資産という認識のもと、有効な活用に努めていくことが重要であると考えており、できる限り迅速に利活用計画の策定に取り組んでおります。 |
| 2 | 地域への説明責任が果たされていない、周知に問題がある。 | 2 | 利活用検討委員会を開催するにあたり、北区ニュースやホームページで開催の周知を行いました。また、区民の皆さまからご意見をいただく際やパブリックコメントの意見募集にあたっては、北区ニュースやホームページで意見の募集を行うとともに、チラシ・ポスターの回覧・掲示を該当地域の町会・自治会の協力のもと周知を行いました。今後も引き続き情報提供・周知に努めてまいります。なお、情報提供や周知の方法については、ご意見を踏まえ、工夫してまいります。 |
| 3 | 滝野川北保育園の増築に伴っての仮校舎としてしばらく利用し、仮校舎としての役目を終えたあとには3歳児以降の預かりが出来る保育園幼稚園を誘致してほしい。 | 1 | 利活用計画(案)の基本的方向①及び事業手法において記載しているとおり、当地区の待機児童数の推移等を考慮しながら、保育園及び認定こども園など就学前教育・保育施設の設置等を検討してまいります。 |
| 4 | フランス学園に貸与した場合には、避難所として機能させる事が担保できるか。 | 3 | 利活用計画(案)の基本的方向②に示しているように防災機能の確保は重要なことと認識しており、事業手法でお示しておりますが、東京国際フランス学園への利活用を推進する際には、区民への開放、オープンスペースの確保等防災への協力、地域や近隣小中学校等との連携・交流など一定の条件を付したうえで、資産としての活用方法を検討してまいります。 |
| 5 | 防災拠点としての機能を高める設備を整備し、地元の人たちを安心させて欲しい。 | 1 | |
| 6 | 滝野川紅葉中学校の校庭は非常に狭い。そこでテニス部の練習場として旧滝野川第六小学校の校庭を貸して欲しい。そうすれば、サッカー部や野球部とか校庭を広く使いたい部活動もより良い環境で部活動が出来る。 | 1 | |
| 7 | 滝野川紅葉中学校は普通教室が足りない。各学年が5クラスになる予想がある。そこで、学校の敷地を広げて普通教室を増やすかそれが無理なら旧滝野川第六小学校の空いている校舎を使って対応をしてほしい。 | 1 | |
| 8 | 現在、滝野川紅葉中学校の生徒数が増大しており窓の無い教室があったり少人数教室がないと伺っている。旧滝野川第六小学校跡地は立地的にも中学校に近く、滝野川紅葉中学校の問題を解決するのが優先ではないか。 | 1 | |

| | | | |
|----|---|---|--|
| 9 | すでに手狭になりつつあり、今後も生徒数の増加が見込まれる、滝野川紅葉中学校の拡張のために、旧滝野川第六小学校の跡地を利用する事が優先されるべきではないのか。 | 9 | 滝野川紅葉中学校において、多目的室や新世代学習空間を普通教室に転用している状況は把握しております。 現時点において、直ちに教室数が不足する事態は生じないものと考えておりますが、今後の滝野川紅葉中学校の教育環境の確保については、区長部局、教育委員会、学校が十分連携をしながら、旧滝野川第六小学校の活用といった点も含めて、その時点で最善の策を検討し、対応を行ってまいります。 |
| 10 | 中学の教育活動の充実の方が優先されるべきで、フランス学園との連携はその後だというのが地元の大半の意見である。 中学の環境(教室が現状足りているからいいのではない、元々の予想は1学年3クラス、それが今は4クラス、一時期は5クラスの時もあった。今後もその可能性は否定できない。もっと少人数教育に対応できる学校にしてほしい)よりもフランス学園重視の姿勢は、賃借料目的にしかみえない。 旧滝野川第六小学校は滝野川紅葉中学校の目の前の立地で、テニス部や吹奏楽部が校庭を現在使用しているが、それができなくなるのは避けてほしい。 | 2 | |
| 11 | 地元の教育環境を最優先に土地活用すべき。今現在、滝野川地域は若い世代の人口増加で、特に滝野川もみじ小学校の生徒が溢れぎゅうぎゅう詰め状態。即、中学校に及ぶことは分かることである。 | 1 | |
| 12 | 滝野川紅葉中学校の生徒の人数オーバーについて、第一に考え、生徒の皆さんがなんの心配もなく、授業を受けることができるようにすることが第一と考える。 | 4 | |
| 13 | 滝野川紅葉中学校の生徒数増加が10年前の1.4倍になっており、来年は中学1年生が5クラスになる可能性が高い状況がある。現在、教室は足りているというが、多目的教室を使用し習熟度別授業では生徒会室や会議室を使用するというは教室が足りているということ以前に教育環境が保たれていないのではないか。また、中学1年生は少人数教育の方針が示されているが、教室数が足りないため1クラスの数が増えるのでは教育環境が保たれていることにはならない。現状の課題に合わせて柔軟に対処し、子どもたちの教育環境の整備を最優先に考えるべきである。 | 3 | |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 14 | フランス学園との交流自体は、大変素晴らしいもので今後も活発化させるべきことかと思うが、交流と、フランス学園への生徒数増に対応するための施設の貸与が関係するのか疑問である。 | 4 | 東京国際フランス学園への利活用を推進する際には、保育所待機児童の解消に差支えない範囲で、区民への開放、オープンスペースの確保等防災への協力、地域や近隣小中学校等との連携・交流など一定の条件を付したうえで、資産としての活用方法を検討してまいります。 |
| 15 | 文化が違うため現状を見つめると基本的にフランス学園への移行は反対である。現状の学園についても、出来れば移行してほしいと願っている。 | 1 | |
| 16 | フランス学校に賃貸契約したら、先々フランス学校側に土地の権利が発生する。又、学校施設ゆえ倫理的に返還しがたくなる可能性が非常に高い。 | 1 | |
| 17 | フランス学園とのこれまでの交流をこわさないためにも、貸与、売却を強行するべきではない。 | 1 | |
| 18 | フランス学園の定員増に伴う利用が提案されることになった。跡地利用計画では、「多文化交流を深化させるため」というが、その必要性は疑問である。事業手法をみても「区民への開放、オープンスペースの確保など一定の条件を付したうえで、資産として活用方法を検討する」というが、果たして簡単に行くとは思えない。 | 1 | |
| 19 | フランス学園に旧滝野川第六小学校跡地を貸与するとか、売却する案もあるようですが、反対である。旧滝野川第六小学校跡地をフランス学園に売れば、特別な許可なく地元住民は立ち入ることができなくなる。 | 1 | |
| 20 | 東京国際フランス学園への貸付けの件は滝野川紅葉中学校の件がなんの障害もなく解決してからの話と考える。 | 4 | |
| 21 | 文化交流のためフランス人学校に貸すようだが、ただ貸すだけでは文化交流にはならず、交流のためのプログラムが不可欠と思うが、その辺は具体案がなにも記載ない。フランス人学校とは交流プログラム等の内容について、合意がなされているのか。当然のことだが合意がなされてからフランス人学校へ貸すのが常識だと思う。 | 1 | |
| 22 | フランス学園の生徒の素行が余り良くなく、北区にとって財産と言うが地元としては招かれざる隣人と言う面もある。北区は誘致をするのであれば苦情受け付けの窓口を作るべきである。 | 1 | 東京国際フランス学園に関するご意見については、様々な場面でいただいております。区しても、機会をとらえて、意見を伝え対応を依頼しております。引き続き、跡地の利活用に関わらず、ご意見についてはフランス学園に伝 |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 23 | 保育園規模の拡大、フランス人学校の使用に伴う、近隣への騒音・保育園児の送り迎えの際の自転車の違法駐輪・フランス人学校の生徒の登下校時のマナーの悪さ・フランス人学校の送り迎えの際の車の渋滞等、不安要素しかない。 | 1 | えてまいります。ご提案のありました清掃活動についても、フランス学園に伝えてまいります。 また、利活用計画(案)の基本的方向の一つに保育園及び認定こども園など就学前教育・保育施設の設置を検討することとしております。 その際には、頂いたご意見を十分に踏まえながら、必要な防音対策を検討してまいります。また、必要な駐輪スペースの確保について検討してまいります。 |
| 24 | 文化の違いを乗り越える事をフランス学園側も積極的に考えて行くように北区行政側からも働きかけをお願いしたい。地域の小中学校では「クリーンキャンペーン」として通学路を児童生徒が清掃活動を行っている。通学路になるであろう、板橋駅からフランス学園までの間をフランス学園側で清掃活動を定期的に行うだけでも、地元の方との関係強化になると思う。 学校跡地を貸し付ける条件として、地域との関わり方が希薄であるとあえて注文を付けて、改善を求めて頂けないか。 | 1 | |
| 25 | 現在の朝の交通渋滞を解決が必要である。スクールバス以外は進入禁止にして欲しい。 | 2 | フランス学園への送迎車による交通問題は、フランス学園も認識しており、特にマイクロバスに関しては、国道 17 号交差点の信号現示を見極めながら、円滑にバス同士がすれ違えるような学園敷地からの出庫に努めていると聞いております。区としても、交通渋滞緩和に向けた取り組みについて、フランス学園に要望してまいります。 |
| 26 | 現在中山道から東京ガスの所を曲がりフランス学園や旧滝野川第六小学校に向かう道は、特に交差点近くの電柱が邪魔で通学時間帯は歩くのも支障がある。電柱を地中化できないか。 | 1 | また無電柱化につきましては、ご意見として参考にさせていただきます。 |
| 27 | 滝野川紅葉中学校とフランス学園が共用で使う為のスペースを新たに新設して欲しい。そうすれば、一緒に活動も始まるような気がする。部活動も同様に、サッカー部はフランス学園の芝のグラウンドでの練習や、テニス部は旧滝野川第六小学校の校庭で両校合同で活動する。交流とは特別な日だけの物ではなかなか定着しないと思う。 | 1 | 利活用計画(案)の基本的方向③に示しているように、地域や近隣中学校の教育活動への協力などの貢献に留意し、保育所待機児童の解消に差支えない範囲で、東京国際フランス学園への利活用の推進を検討してまいります。利活用計画(案)では、温水プールとしての活用を考えておりません。施設を共用するという考え方につきましては参考とさせていただきます。 |
| 28 | フランス学園と共存するなら、中学を含む区民の活用をきちんと条件に盛り込んでほしい。 | 1 | |
| 29 | 区民が自由に使える温水プールを旧滝野川第六小学校跡地に希望する。 昼はフランス学園に貸出し、放課後は区民が利用出来るプールにすれば、フランス学園との関係によって地域もメリットを受ける事が出来る。 | 1 | |

| | | | |
|----|--|---|---|
| 30 | 校庭は地元自治体や保育園の運動会でも使われているし、体育館もいくつかの団体が使用しているので、継続して利用できる環境を残してほしい。 | 1 | |
| 31 | 老人のために健康の教室を加えていただきたい。 | 1 | |
| 32 | 基本的方向として①保育所待機児童の解消②防災機能の確保③フランス学園との連携の強化となっていますが、方向性の進め方の考え方は、間違いないか。 | 1 | 保育所の待機児童の解消は、当該地区の一番の課題であることから最優先、2つ目が木造住宅が密集している地域ということから、防災機能の確保、3つ目が、保育所待機児童の解消に差支えない範囲で東京国際フランス学園への利活用の推進とし、優先順位で考えております。 |
| 33 | 現在、どのようなセキュリティをなされているのかわかりませんが、「勝手に見守り隊」としては、24時間直接受付連絡先がほしい。 | 1 | 校舎及び体育館については、機械警備を設置し、警備会社に警備を委託しており、対応が必要な場合は、関係機関に連絡が入るようになっております。 |
| 34 | 旧滝野川第六小学校跡地再利用をするにあたって、工事関係者が多数出入りすると思う。その場合は、まわりの受動喫煙も考えて、喫煙場所や環境を考えてほしい。 | 1 | 工事等行う場合には、現在保育園が利用していることから、敷地内での喫煙の禁止、敷地外においても周辺環境を考慮するよう要請してまいります。 |
| 35 | 民間のフランス学校の施設ではなく、北区住民を最優先した土地利用にすれば、先々どんな時代の変化が遭ったとしても北区住民の要望に区は応えていける。 | 2 | |
| 36 | この土地を売却だけはしないで頂きたいと強く要望する。20年単位程度で色々なその時々ニーズに応じて借地として活用して行っても、売却だけは絶対にしないで頂きたい。一度手放したら買い戻す事など不可能と考え魅力ある北区を計画するために大きな視野で利活用方針の決定願いたい。 | 1 | 利活用計画(案)は、北区学校施設跡地利活用指針の跡地の利活用の方向に位置づけられている「資産としての有効活用」に基づき、利活用検討委員会での検討結果をふまえて策定しております。なお、有効活用の方法については、慎重に検討してまいります。 |
| 37 | 特養ホーム入所待機者が600人ほどいると聞いている。これからさらにふえると思う。滝野川地域には特養ホームがなく、特別養護老人ホームの新設は高齢者の切実な願いである。 | 1 | 特別養護老人ホームにつきましては、平成29年度に2施設270床を開設し、平成32年度に1施設の開設を予定しております。滝野川西地区につきましては、西ヶ原に飛鳥晴山苑がございますが、今後の施設整備にあたっては、基本計画、中期計画及び介護保険事業計画に沿って、計画的に進めてまいります。 |
| 38 | 児童が増加し、保育所の待機児童が発生している状況なので、保育施設の設置は当然と考えるが、近い将来近隣小学校の収容能力も超過する恐れがある。小学校機能の復活も視野に入れて検討して頂きたい。 | 1 | 教育人口推計も参考にしながら、児童生徒数の動向については今後も注視し、教育環境の確保については、区長部局と教育委員会が十分連携をしながら、その時点で最善の策を検討し、対応を行ってまいります。 |

| | | | |
|----|---|---|---|
| 39 | 旧赤羽台東小学校跡地と同じような、跡地と周辺の市街地を一体とした地区計画を定めることが有効と考える。「北区都市計画マスタープラン」では地区計画制度の導入を推奨しており、「北区学校施設跡地利活用指針」でも跡地周辺をはじめとするまちづくりに資する利活用を図ることとされているため、具体的な手法として是非検討願いたい。 | 1 | 北区や地域の課題をふまえ、区民の皆さまや区議会からのご意見を取り入れながら利活用計画を策定していくものとしております。いただいたご意見は参考とさせていただきます。 |
| 40 | 老人が憩うことの出来る場所と保育園を併設したものを作ってほしい。 | 1 | 利活用計画(案)では、保育園及び認定こども園など就学前教育・保育施設の設置を検討することとなっております。いただいたご意見を参考にしながら、さらに検討を進めてまいります。 |
| 41 | 自治会では、毎週希望者30名位が集まって体操をしているが、会場が狭くて隣の手がぶつかる。旧滝野川第六小学校の体育館か校庭を使わせて頂ければ、より多くの人の健康維持に役立てることができる。保育園もあり、老人と子どもたちが囲碁・将棋・折り紙・おはじき・あやとり・お手玉等、一緒に遊べる場をつくれる。年寄りが子供たちに日本の伝統文化や遊びを引き継いでもらう場所としても利用できる。 | 1 | |